



あなたの街の
ドクターが
アドバイス

3月からの改正道路交通法で、
認知機能検査が強化

現在75歳以上のドライバーは、運転免許の更新時に認知機能の検査が義務付けられています。2017年(平成29年)3月12日から新たな改正道路交通法が施行され、この認知機能検査が強化されました。免許更新時の100点満点の認知機能検査で、49点未満の場合は、「認知症のおそれがある(1分類)」とされます。現在、北海道では、毎年約2000人が1分類に判定されていますが、今回の改正で1分類のドライバー全員が、道公安委員会が指定する医療機関の医師の診断を受け、認知症かどうかの診断書の提出が必要になりました。そして、もしも認知症と診断された場合には、公安委員会の判断で運転免許の取り消し等の対象となります。軽度の認知機能低下の場合は運転能力に問題がない人もいますので、認知症であればすぐに免許取り消しということに関しては問題点を指摘する意見もあるようです。

認知症の診断には、本人や家族からの問診によって生活の状況や病歴を確認し、認知機能低下の程度を判定するために質問や問題に答えてもらう高次脳機能検査が必要です。さらにより正確な診断を行うためには、脳MRIによる脳の萎縮の程度を明らかにする検査、認知症の鑑別診断に有用なSPECTによる脳血流検査や血液検査も必要になる場合があります。診断が難しい場合があるのも事実です。

個人の運転能力を知ることが、個人の安全のみならず社会全体の交通安全の確保のためにも重要なことです。将来的には運転能力を評価するための運転シミュレーターや、客観的な路上運転評価方法の開発なども必要と思われるでしょう。より安全な完成度の高い自動運転車の開発も期待されるでしょう。地域での高齢者の生活に自動車は欠かせない場合もあり、高齢であるというだけで運転できなくなることは納得できない人もいると思われるでしょう。運転が危うくなってきた高齢者は、運転免許証の自主返納もこの機会に考えてみてはいかがでしょうか。

今回のドクターは



医療法人明日佳
札幌宮の沢脳神経外科病院
院長
松村 茂樹 先生

札幌医科大学卒業、脳神経外科学講座入局。2012年から札幌宮の沢脳神経外科病院院長。日本脳神経外科学会専門医